

令和6年度「心の輪を広げる障害者理解促進事業」
新潟市募集要項

1. 募集の趣旨

障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指し、障がい者に対する国民の理解の促進を図るため、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募する。

2. 主催者等

内閣府並びに都道府県及び指定都市の共催

3. 募集するもの

ア. 心の輪を広げる体験作文

テーマ：出会い、ふれあい、心の輪

—障がいのある人とない人との心のふれあい体験を広げよう—

内容：作品の題（タイトル）は自由とする。作品の内容は、障がいのある人とな
い人の心のふれあい体験をつづったものとする。

応募資格：小学生以上（新潟市内在住・在学・在勤者）

（特別支援学校の児童生徒を含む）

募集部門：小学生部門、中学生部門、高校・一般部門の3部門

字数制限：小学生部門、中学生部門 800字から1,600字程度

※400字詰め原稿用紙2～4枚程度（B4判又はA4判横向き・縦書き）

高校生・一般部門 1,600字から2,400字程度

※400字詰め原稿用紙4～6枚程度（B4判又はA4判横向き・縦書き）

その他：・点字での応募も可（要問い合わせ）

- ・パソコン等の電子機器による作成も可。この場合、用紙は上の「字数制限」の項に記載されている用紙（横向き）に準ずる。
- ・手書きの作品は原本を提出すること。（コピー等写しは不可）
- ・応募作品は、未発表のもの1編に限る。
- ・第三者が知的財産を保有する著作物を使用しないこと。
- ・作者本人が単独で執筆したものに限り、共同制作されたものや第三者の関与が認められるもの等は不可。

- ・作品中に個人名や固有の対象等が特定される内容が含まれる場合、作者において、必要な了承が得られているものとする。

イ. 障害者週間のポスター

テーマ：障がいの有無にかかわらず誰もが能力を發揮して安全に安心して生活できる社会の実現

内容：障がい者に対する国民の理解の促進等に資するものとし、障がいのある人とない人の相互理解・交流等を造形的表現で訴えるものとする。標語その他の文字は入れないものとする。

応募資格：小学生及び中学生（新潟市内在住・在学者）
（特別支援学校の児童生徒を含む）

募集部門：小学生部門、中学生部門の2部門

規格・画材等：規格は、画用紙B3判（横364mm×縦515mm）又はいわゆる四つ切り（横382mm×縦542mm）を使用し、これに満たない作品は、B3判の大きさの台紙に貼付する。作品は縦位置（縦長）のみとする。

彩色画材は自由とする。作品中に標語、及びそれに類する文字は入れないものとする。

- その他：
- ・応募作品は、未発表のもの1点に限る。
 - ・作者本人が単独で作成したものに限る。共同制作されたものや第三者の関与が認められるもの等は不可。
 - ・第三者が知的財産を保有する著作物を使用しないこと。

4. 応募方法

ア. 応募用紙（別紙様式1または2）を添付し、郵送又は直接新潟市障がい福祉課管理係まで持参。

イ. ポスター作品は、絶対に折り曲げない。

ウ. 募集期間は令和6年7月1日（月）から9月2日（月）までとする。

※9月2日（月）必着

5. 作品の選定方法等

ア. 新潟市

審査のうえ、部門（作文3部門、ポスター2部門）ごとに優秀作品1編（点）を選定して、内閣府へ推薦する。

イ. 内閣府

都道府県及び政令指定都市から推薦された作品を、内閣総理大臣又は内閣府特命担当大臣障害者施策を担当する者（内閣府特命担当大臣で障害者施策を担当するものが置かれていないときは、内閣官房長官。以下「担当大臣」という。）が以下のものを選定する。ただし、より多くの者に機会を設ける趣旨から、心の輪を広げる体験作文及び障害者週間のポスターのいずれも過去を通して入賞は一度限りとする。

◆障がいのある人とない人の心の輪を広げる体験作文

- ・小学生部門
 - ・中学生部門
 - ・高校生、一般部門
- } 部門ごとに選定
(最優秀賞1編、優秀賞3編、佳作5編程度)

◆障害者週間のポスター

- ・小学生部門
 - ・中学生部門
- } 部門ごとに選定
(最優秀賞1点、優秀賞1点、佳作5点程度)

6. 表彰

ア. 新潟市

「障がいのある人とない人の心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の各部門ごとの内閣府推薦作品に優秀賞、内閣府推薦次点作品に奨励賞をそれぞれ授与し、受賞者に対して賞状及び賞品を贈る。

イ. 内閣府

最優秀賞受賞者及び優秀賞受賞者に対しては、それぞれ内閣総理大臣又は担当大臣からの賞状及び表彰盾を、佳作受賞者に対しては表彰盾を贈るものとする。

7. 著作権等

内閣府へ推薦された作品の著作権、その他一切の権利は内閣府に帰属する。

8. 内閣府入賞作品の活用

ア. 内閣府入賞作品については、作品集を作成するほか、内閣府ホームページ等に掲載し、全国的な啓発広報に活用する。また、最優秀賞に選定した障害者週間のポスターの中から内閣府が作成する広報用のポスター原画として使用する。

イ. 障害者週間期間中に東京都内において、市から推薦したポスターの原画等の展示を行う。

ウ. 入賞作品の使用・編集等に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。

9. その他

応募者全員に、後日、新潟市として記念品を進呈する。